

愿せる甘結を取具し、其の自ら扱商して售兌するを行方を聴す。抑勒、短価するを許す母かれ。体恤を撫綏するの道に於て益々周備するを昭らかにせん。是れ合併するや否やは、附して憲示を請う。祇遵す」等の由あり。

批を奉じたるに、詳の如く飭遵せしめよ。仍お督部堂衙門の批示を候て。繳す、とあり。

又、兼署総督部堂李（殿図）の批を奉じたるに、詳の如く飭遵せしめよ。余は已に悉せり。仍お撫部院衙門の批示を候て。繳す、とあり。此れを奉ず。

茲に護送船の回国の便に値たり、合に就ちに移知すべし。此れが為に貴国王世子に備咨す。請煩わくは査照し、飭査して辦理し、移覆して施行せんことを、等の因あり。国に到る。此れを准く。

隨即に仰ぎて該難番兼島等を訊究せしめ、其の変価せる銀兩の是れ實在に収領するや否やは、称に拠るに、先に經に承領すること明白なり。並えて存留通事蔡肇基の乾没、短少の弊無し、等の語あり。合に就ちに移覆すべし。此れが為に貴司に備咨す。煩わくは査照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

嘉慶九年（一八〇四）八月十三日

注\*本文書は「九五一一」の咨覆である。

2-98-20

世孫尚灝の、進貢ならびに報喪のため、耳目官毛廷勤・正義大夫蔡邦錦等を派遣するむねの符文

（嘉慶九《一八〇四》、八、十三）

琉球国中山王世孫尚（灝）、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国は世々天朝の洪恩に沐す。会典に遵依して二年一貢なること、欽遵して案に在り。

茲に嘉慶九年の進貢の期に当たれば、特に耳目官毛廷勤・正義大夫鄭国鼎・都通事毛廷器等を遣わし、表章を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢共に一百九十八員名を率領し、併びに報喪使の正義大夫蔡邦錦一員・跟伴一十二名を附搭し、共計二百一十一員名なり。煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運するの外、旨を奉じて入監して読書する官生毛邦俊等四員・跟伴四名を率領し、更に官生の貢する所の罨屏紙三千張・細嫩蕉布五十疋等の物を装載し、前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴きて聖禮を叩祝せんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の礼字第一百七十八号の半印勘合符文一道を給発し、都通事毛廷器等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得ること母からしめよ。須らく符文に至るべき者なり。

計開

耳目官一員	毛廷勤	人伴一十二名
正議大夫一員	鄭国鼎	人伴一十二名
正議大夫一員	蔡邦錦	人伴一十二名
朝京都通事一員	毛廷器	人伴七名
在船都通事二員	<sup>(1)</sup> 蔡廷翼 <sup>(2)</sup> 蔡次九	人伴八名
在船使者四員	<sup>(3)</sup> 毛榮輝 <sup>(4)</sup> 李光祖 <sup>(5)</sup> 翁応禎 <sup>(6)</sup> 向元鳳	人伴一十六名
存留通事一員	<sup>(7)</sup> 林興基	人伴六名
在船通事一員	<sup>(8)</sup> 金永隆	人伴四名
官生四員	毛邦俊 梁文翼 向邦正 楊徳昌	人伴四名
管船火長・直庫四名	<sup>(9)</sup> 金思斉 慶賜福 <sup>(10)</sup> 林文瑞 <sup>(11)</sup> 昂永泰	
水梢共		

右の符文は都通事毛廷器等に付し、此れを准けしむ

嘉慶九年（一八〇四）八月十三日

- 注 (1) 蔡廷翼 嘉慶九年進貢の在船都通事。『宝案』ではほかに嘉慶十五年進貢の在船都通事として名がみえる（巻一〇九）。
- (2) 蔡次九 久米村系蔡氏。我謝親雲上（『家譜（二）』二七〇頁、蔡修の譜）。嘉慶九年進貢の在船都通事。『宝案』ではほかに嘉慶二年接貢の存留通事（巻八六）、十六年接貢の在船都通事（巻一一一）、二十一年進貢の副使正議大夫（巻一二三）としても名がみえる。

- (3) 毛榮輝 嘉慶九年進貢の在船使者。  
 (4) 李光祖 嘉慶九年進貢の在船使者。

(5) 翁応禎 嘉慶九年進貢の在船使者。『宝案』ではほかに嘉慶四年接貢の在船使者として名がみえる（巻八九）。

(6) 向元鳳 嘉慶九年進貢の在船使者。『宝案』ではほかに嘉慶十五年進貢の在船使者として名がみえる（巻一〇九）。

(7) 林興基 乾隆二十〇道光六年（一七五五〜一八二六）。久米村系林氏（平安座家）六世。松本親雲上。乾隆四十六年通事、五十九年都通事、嘉慶十一年中議大夫、道光元年正議大夫に陞る。嘉慶九年進貢の存留脇通事、十七年進貢の朝京都通事、二十五年進貢二号船の都通事を務めた。道光二年美里郡大村渠地頭職を授かる（『家譜（二）』八六三頁）。

(8) 金永隆 久米村系金氏。古謝里之子親雲上（『家譜（二）』六八頁、金進の譜）。嘉慶九年進貢の在船通事。

(9) 金思斉 乾隆三十五年（一七七〇）〜？。久米村系金氏（安波連家）十二世。もとの名は金思温。温の字は禁止され斉に改め、のち慕に改める。乾隆六十年通事に陞り、嘉慶九年黄冠を戴く（『家譜（二）』八六頁）。嘉慶九年進貢の管船夥長。『宝案』ではほかに道光十六年の結状に中議大夫として名がみえる（巻一六三）。

(10) 林文瑞 嘉慶九年進貢の管船夥長。

(11) 昂永泰 嘉慶九年進貢の管船直庫。『宝案』ではほかに嘉慶十一年進貢の管船直庫として名がみえる（巻一〇一）。